

代執行「到底容認できぬ」

辺野古訴訟 知事が意見陳述、結審

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設計画をめぐり、国が新たな区域の埋め立て工事に必要な設計変更を県に代わって承認するための「代執行訴訟」の第1回口頭弁論が30日、福岡高裁那覇支部（三浦隆志裁判長）で開かれた。玉城デニー知事が自ら法廷で意見陳述し、「沖縄県の自主性および自立性を侵害する国の代執行は、到底容認できない」と述べた。裁判は「の日結審」、判決期日は後日指定される。



口頭弁論後、記者会見する玉城デニー知事=30日、那覇市、吉本美奈子撮影

行でき、軟弱地盤が広がる区域で埋め立てに向けた工事が始まる。国が地方自治体の事務を代執行した前例はない。

玉城氏は陳述で、沖縄戦の犠牲や、沖縄に全国の米軍専用施設の約7割が集中し、基地被害を受けてきた歴史に言及。直近3回の知事選り、2019年の県民投票で埋め立てに反対の民意が示されたと強調した。

28面=識者は
高裁が国の訴えを認め、県に承認するよう命じる判決を出し、県が従わなければ国は代わりに執

ついて、国側は「我が國

争点の一つ「放置すれば著しく公益を害することが明らかであるか」に

9月4日の最高裁判決では県が敗訴し、承認する法的義務が確定。玉城氏が承認しなかつたため、国は10月5日に地方自治法に基づき代執行訴訟を起こした。(小野太郎 櫻橋咲月)

何が県民にとっての公益であるかは、国が押しつけるものではない。沖縄県の玉城氏は「知事は50日の「代執行訴訟」で、過重な基地負担を強い続ける国の姿勢を、そんな言葉で批判した。識者は県が求めていた国との対話の必要性を説く。

▼1面参照

辺野古代執行訴訟

午後2時開廷。玉城氏は國の代理人の主張に続き、証言台に立った。満席の傍聴席を詰む、文書を読み上げた。弁論は約40分で終わった。

玉城氏は国土面積の0・6%の沖縄県にあたりの面積で約200倍の基地負担を課ねてこられた」と述べた。

代執行訴訟では、「公益」が争点の一つになる。玉城氏は「何が県民にとっての公益であるかの判断は國が押しつけるものでない」とした上で、「過重な基地負担が課されている中で、そのなる負担を受け入れる」とは到底あてはまらない旨意を無視した。國と県の是正は許容されないと訴えた。

出廷した國土交通省水政課の江口大蔵課長は閉廷後、「適法に事務が処理される」と語った。

(櫻崎真、伊藤和行)

東京大学教授（自治体行政学）
の話

地方自治に詳しい金井利之
（東京大学教授（自治体行政学））

代執行訴訟には、放置すれば「著しく公益を害する」ことが明

らかであるから」という要件がある。この「公益」について、國と県が双方の公

益の一一致を見いだせしない場合は、「公益となつたければ「曾の利益」だ。國と自治体のどちら側の主

張も公益だまるのめりだぬ、安全保険なども國の重要な政策で自

治体の主張と対立が生じた場合、命題となるべきであるが、國は今回そ

が普通だ。だが、國は今回そ

脆弱な民意で國の主張優先

國は、2010年と知事だった仲井真弘毅氏が國の埋め立て申請を承認した上で、合意を得たと判断したのだ。だが、その後知事を務めた故・翁長雄志氏による承認取り消しは、「危険性除去が課緊の課題」と

され、本当に返還されるかも確

実ではない。國と県が双方の公

益の一一致を見いだせしないな

どが、結論を急ぐ」となく、包括的な協議を重ねる」ことが必要だ。

代執行訴訟に、は、放置すれば「著しく公益を害する」ことが明

らかであるから」という要件がある。この「公益」について、國と県が双方の公

益の一一致を見いだせしないな

どが、結論を急ぐ」となく、包括的

な協議を重ねる」とが必要だ。

(園崎真、伊藤和行)

国益なのに沖縄に負担偏り

「沖縄県知事、その人生と思

た。

想」の著者、野添文彬・沖縄国際大学准教授（国際政治学）の話

た。ただ、裁判で没収をつけるだ

けでは、互いの不信感や対立は

解消されない。國は、近年の戦

い安全保障環境を築くのなら

保譲などでも最前線に立つ知事

や県民を追い詰めて得られる利

益があるのか、きちんと考えるべきだ。劣勢が予想される沖縄

県からすれば、政府と対話を促すような裁判所の判断を導き出

せるかが重要になる。

0~98年）、辺野古の埋め立ての米軍専用施設の7割が県田する永原にある。安全保障は全国

主の代わりに契約更新することを拒否した大田昌秀氏（1990~98年）、辺野古の埋め立ての米軍専用施設の7割が県田する永原にある。安全保障は全国

志氏（2014~18年）がいる。民が受けた國益なのに、その貴

代執行訴訟の主な争点

◆著しく公益を害することができるかと

米軍普天間飛行場の周辺住民の危険を除くことで、日本関係及び悪影響を及ぼしかねない

国が主張する公益侵害に対する反対が、民意として考慮されるべきだ